

訪問販売・電話勧誘販売などの契約解除には、  
**「クーリング・オフ」制度を利用しましょう!**

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。セールスマンなどから強引な勧誘を受け、契約をしてしまった場合などに利用できます。

**クーリング・オフ制度の手順**

- 1 契約書面を受け取った日を含めて8日以内(例外もあります)に、書面で通知します。
- 2 ハガキに書いて、両面をコピーします。コピーは大切に保管してください。
- 3 ハガキは「特定記録郵便」か「簡易書留」で送ります。
- 4 支払ったお金は、全額返金されます。商品の引き取り料金は業者負担です。

**ハガキの書き方の例**

**通知書**

次の契約を解除します。

契約年月日 平成〇〇年〇月〇日  
 商品名 〇〇〇〇  
 契約金額 〇〇〇〇〇〇円  
 販売会社 株式会社×××× □□営業所  
 担当者△△△△

支払った代金〇〇〇〇円を返し、  
 商品を引き取ってください。

平成〇〇年〇月〇日  
 〇〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号  
 氏名 〇〇〇〇

**クーリング・オフができる場合・期間など詳しくは消費生活センターへ**  
 特定商取引に関する法律では、事業者が訪問販売や電話勧誘をする際、「販売目的である」と最初に告げることが義務付けられています。また、商品の価格など重要な事項を故意に告げない行為も禁止されています。

**クーリング・オフ期間を過ぎていても  
 あきらめないで、まずは相談を!**

相談員が問題解決の方法を探します。

●クーリング・オフが可能な、主な販売形態と期間

訪問販売	8日間	訪問購入	8日間
電話勧誘販売	8日間	連鎖販売取引	20日間
特定継続的役務提供	8日間	業務提供誘引販売取引	20日間



**困ったときは、消費生活総合センターにご相談ください。**

**横浜市消費生活総合センター**

相談専用電話

**☎045-845-6666**

受付時間 平日 9:00~18:00 土日 9:00~16:45

※祝日・休日、年末年始(12/29~1/3)を除く

【各種教室のお問い合わせ】 ☎045-845-5640

【展示・情報資料室】 ☎045-845-6604

〒233-0002 横浜市港南区上大岡西 1-6-1

ゆめおおおかオフィスタワー4・5階

消費生活情報メールマガジン

「週刊はまのタスケ・メール」

**登録受付中!**



はまのタスケ

**yokohama@  
 cm03.asp.cuenote.jp**



QRコード  
 からも  
 登録できます

まで空メールを送信。  
 送られてきたメールの  
 リンク先URLにアクセス。  
 「登録」ボタンを押して完了!

**照らす高齢者!防ごう悪質商法!**

関東甲信越ブロック  
**高齢者悪質商法  
 被害防止  
 共同キャンペーン**



皆さんの見守りや声かけで高齢者を照らして  
 悪質商法の被害から**守りましょう**。  
 高齢者の方も「おかしいな?」と思ったら  
 まず身近な人に**相談しましょう**。



**横浜市消費生活総合センター**

変だな?怪しいな!と思ったら、

**迷わず相談**

**☎045-845-6666**

# あなたも悪質商法に狙われています！周りの方も「あれ？」と思ったら、まず相談！

## 「劇場型勧誘」巧みな芝居にご注意！

共通するのは立場の違う複数の人が入り代わり立ち代わり勧誘する手口

最近話題の「電気料金」などに便乗した勧誘には、ご注意！

電力自由化についてですが…

スマートメーターを設置すれば、電気料金がお安くなりますよ。

あら、そうなの。

関連会社B社

A社

1 A社から電力自由化などに関する電話勧誘があり、訪問の約束をする。

2 関連会社B社を名乗る者が訪れる。

3 関連会社B社

お申込ありがとうございます。では、現金をお送りください。

B社に設備の設置を申し込み、購入代金を支払う。

4 ●● 後日

…この電話は現在使われておりません。

A社

さよなら～

例えば… 関連会社B社

マイナンバー関連

電力自由化

未公開株 など

支払った後、何もないうまま A社とB社ともに連絡が取れなくなる。

『スマートメーターの設置は電力自由化とは直接関係ありません。また、通常、設置費用は発生しません。』

- 新しい制度をかたって金銭の要求をしてきたり、「買い取るから代わりに買って」などの儲け話を持ちかけてくるような勧誘は、きっぱりと断りましょう。
- 過去に投資被害にあった人が「過去の被害を回復する」と持ちかけられ、さらに何回もの被害にあうケース（二次被害）が目立ちます。うまい儲け話などは信用してはいけません。

## 「無料引換券」「格安チラシ」「臨時店舗」にご注意！

高齢者の方が大勢集まっているけれど…

例えば…

- 健康食品
- 布団
- 健康器具

今からガンにならない健康セミナーを始めます。

ガンにならないための健康セミナー

足りない栄養 補う栄養

…というわけで、この商品は効果絶大ですよ。

会場の雰囲気にもまれて、最後は高額な契約になってしまう

気づきのスポットライト

- 日替わりで日用品が、ただでもらえると毎日出かけていく様子
- 会場（店）の前に高齢者が集まっている

対応方法

「どうしてただでもらえるの？」「何か高いものを買わなかった？」などを確認

会場や店に安易に行かないで。

## 「無料点検」「やさしく親切な販売員」「買い替えをすすめる」誘いにご注意！

頻繁に出入りしている業者がいるなあ…

例えば…

- 改修工事（耐震、リフォーム）
- 浄水器
- 布団

柱の耐震性の点検に参りました。

早く耐震工事をしないと、地震が来たら大変なことになりますよ。

まあ、大変！

「手を替え品を替え、次々と契約をもちかけます」

気づきのスポットライト

- 見慣れぬ人がたびたび出入りしている
- 突然に工事を始めた

対応方法

「本当に必要なものですか？」など、本人に声かけを。「どちらさまですか？」など、販売員に対して声かけを。

きっぱり断る。一人で判断しないで。

## 「必ず儲かる」「絶対に値上がりする」投資話は危険！

例えば…

- 仮想通貨
- 海外事業投資（不動産、ファンド）
- 公社債

値上がり確実の仮想通貨があります。

このパンフレットをお渡ししますので、ぜひ購入してみは！

そうなんですか！必ず値上がりするなら…

銀行よりは利息がよい、元本保証などと言われ、次々と財産をつぎ込んでしまう

気づきのスポットライト

- お金に困っている様子が見られる
- 話しかけても理由を話さず考え込んでいることがある

対応方法

ダイレクトメールや請求書等の郵便物にも注意

安易な儲け話には手を出さないで。

## 振り込めと言われたらまず疑って、元の電話番号にかけて事実の確認

振り込めと言われたらまず疑って、元の電話番号にかけて事実の確認

母さん助けて！

例えば 息子や孫をかたって…

- 小切手をなくした
- 会社のお金を横領
- 妊娠や交通事故等の示談金

※「知人に取りに行かせる」などの手口も増えています。

振り込め詐欺の相談は最寄りの警察署へ

## 身に覚えのない請求や不当に高額な請求は払わない 絶対に連絡しない

身に覚えのない請求や不当に高額な請求は払わない 絶対に連絡しない

誰かからのメールだろう…

例えば…

- 登録料を払え
- 利用料金が未納
- 裁判所から委託を受けて代行

※パソコン等で閉じられなくなった請求画面を復旧するのに料金が発生することはありません。

横浜市消費生活総合センター

☎045-845-6666